

# 上越市指定袋・指定シール取扱店募集要項

市が指定するごみ袋・シール（以下「指定袋等」といいます。）を販売する「指定袋等取扱店」の申請を随時受付けています。

## 1 指定袋等取扱店について

市から「家庭用指定容器等用証紙売りさばき人」の指定を受け、指定袋等を販売していただきます。指定袋等取扱店は市のホームページで公表します。

### (1) 主な業務

- ・ごみ処理手数料を納付した市民に対し、指定袋等を交付すること。
- ・指定袋引換券を提出した市民に対し、指定袋を交付すること。
- ・市から配送を受けた指定袋等の数量に応じたごみ処理手数料を市へ納付すること。
- ・指定袋等を市へ発注し、在庫管理を行うこと。
- ・必要書類及び報告書類を作成し、市に提出すること。

### (2) 指定袋等取扱店の表示

- ・指定袋等取扱店を示すステッカーを店頭などの見やすい場所に掲示していただきます。

## 2 販売する指定袋等の種類、収納する手数料、及び販売手数料の額

種類		容量等	指定袋等の価格	市民の皆さんへの販売単位	販売手数料
指定袋	燃やせるごみ	45 リットル	495円/組	各種類とも 1組単位 (10枚入)	47円/組
		20 リットル	220円/組		21円/組
		10 リットル	110円/組		10円/組
		5 リットル	55円/組		5円/組
	燃やせないごみ	45 リットル	540円/組		47円/組
		20 リットル	240円/組		21円/組
		10 リットル	120円/組		10円/組
		5 リットル	60円/組		5円/組
	生ごみ	15 リットル	150円/組		16円/組
		10 リットル	100円/組		10円/組
5 リットル		50円/組	5円/組		
指定シール	燃やせるごみ	大	180円/枚	各種類とも 1枚単位	5円/枚
		中	120円/枚		
		小	60円/枚		
	燃やせないごみ	大	330円/枚		
		中	220円/枚		
		小	110円/枚		

※全種類の取扱いを義務とはしませんが、できるだけ全種類を取り扱ってください。なお、燃やせるごみ指定袋の中（20リットル）及び小（10リットル）は必ず取り扱っていただきます。

### 3 指定袋等の販売に当たっての注意事項

- (1) 指定袋等は市民の皆さんが家庭ごみの処理手数料を納入するための証紙であり、商品ではありません。指定袋等の価格は条例で定める「廃棄物処理手数料」ですので、値引きして交付したり、景品等として無料で配布したりすることは、取扱店が値引き相当分の費用を負担したとしてもできません。また、指定袋は1枚単位でのばら売りは認められません。このような取扱いが判明した場合には、指定袋等取扱店の指定を取り消すことがありますので、絶対に行わないでください。
- (2) 市が指定袋等取扱店に納品した指定袋等の代金は、1か月分をまとめて翌月半ばに納付書を送付します。市が指定した期日までに納入してください。また、口座振替もご利用いただけます。
- (3) 指定袋等は市が発行する証紙であるため、消費税を別途収納することはできません。
- (4) 納入の際、段ボール等の状況を十分に確認してください。指定袋等の破損や汚損が確認された場合は、代替品の配送を指示してください。  
また、購入者から不良品の申し出があった場合は、確認のうえ、交換してください。ただし、不良品以外の事由による、返品や交換はできません。不良品の場合は、交換後、市に連絡してください。代替品を手配します。
- (5) 指定袋等の適正な管理を怠るなど、指定袋等取扱店としてその責めに帰すべき事由（盗難・紛失等を含む。）により指定袋等が破れ、汚れ、又はなくなった場合は、その損害の賠償として、指定袋等の販売単位ごとに当該指定袋等の販売価格に相当する額を市にお支払いいただきます。

### 4 募集対象

原則的に市内に店舗を有し、食料品や日用雑貨類を取り扱う店舗であることが条件です。

例) スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア  
酒屋、たばこ屋など

### 5 指定申請手続き

家庭用指定容器等用証紙売りさばき人の指定を受けるには、「家庭用指定容器等用証紙売りさばき人指定申請書」により申請し、市から指定を受けることが必要です。

**指定の要件** ※以下の条件を全て満たすこと

- (1) 市内に、市民に直接物品を販売する店舗を有すること。ただし、上越市に隣接する市に存する店舗のうち、日常的に上越市民が利用していると認められる店舗については、指定袋等の取扱いを認めることがあります。
- (2) 小売店以外の各種団体において取扱いを希望する場合は、その団体についての規約等が整備されており、規約内容を書面で提出することができること。
- (3) 指定袋等の適正な管理をすることができること。

## 6 提出書類

- (1) 申請書（家庭用指定容器等用証紙売りさばき人指定申請書）1部
- (2) 地図（様式不問） 1部
  - ・小売店舗所在地の地図
- (3) その他
  - ・小売店の場合は、店舗外観（正面）の写真 1枚（大きさ任意）
  - ・各種団体の場合は、規約の写し 1部

## 7 提出方法

提出書類を揃え、切手を貼付した返信用封筒（申請者の住所、氏名、郵便番号を記入）を添えて、上越市自治・市民環境部生活環境課、又は各総合事務所市民生活・福祉グループへ郵送、又は持参してください。

### 【問合せ】

上越市 自治・市民環境部 生活環境課 リサイクル推進係

〒942-0036 上越市大字東中島 2963 番地 上越市クリーンセンター内

電話：025-526-5111 内線 1020-1655、FAX：025-543-5374

E-mail：seikatsu@city.joetsu.lg.jp